2-4-1 「実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに，法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし，実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても，提供に先立ち，法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され，実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には，含まれ得ると解する。

2-4-2 「要請」には，法令又は条例に基づく報告又は提出の命令は含まれないが，実施機関が報告徴収権限を有する場合でも，当該権限を行使することなく，任意に提出を求めた場合は含まれる。

2-4-3 「公にしない」とは，この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが，第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また，特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

2-4-4 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは，当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく，当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し，当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては，情報の性質に応じ，当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが，必要に応じ，その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても，現に当該情報が公にされている場合には，この号には当たらない。

[運用の基準・具体例]

2-5 この号ア関係

2-5-1 営業活動を行っている法人等については，業者名，代表者名，所在地名，電話番号等は開示する。また，当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座，業者印，代表者印，検査印等については，当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り，開示する。

2-5-2 入札に関する文書（県入札参加資格者登録結果表等）中，入札予定者又は応札者の経営内容又は業務実施能力を記載した部分については，この号アに該当し不開示となる（国の入札に関する文書中，評価結果を記載した部分についても，不開示となる。）。ただし，工事請負契約においては，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき，公表された入札に関する文書（指名結果，指名理由，入札執行結果，最低制限価格未満の入札者名等）については，開示する。

また，承認図，取扱説明書等の文書中，落札業者の技術力，保守・保全体制を記載した部分についても，この号アに該当し不開示となる。

2-6 この号イ関係

警察が企業に要請し，公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は，この号イに該当し不開示とする。（状況によっては，第７条第４号（公共の安全等に関する情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

3　条例第７条第３号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(3)　法令若しくは条例の規定により，又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣，各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報

[条例の解釈]

3-1 「法令若しくは条例の規定により公にすることができない情報」

法令若しくは条例の規定により明らかに公にすることができないと認められる情報のほか，法令若しくは条例の趣旨，目的から当然に公にすることができないと認められる情報をいい，次のような情報をいう。

①　目的外使用が禁止されている情報

②　個別法により守秘義務の対象とされている情報

③　その他法令若しくは条例の趣旨及び目的から公にすることができないと明らかに認められる情報

3-2 「実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣，各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報」

法定受託事務等に関し，国等から公にしてはならない旨の明示の指示があり，開示することができない情報をいう。

3-3 著作物の閲覧及び写しの交付

著作物については，著作権法（昭和45年法律第48号）第21条で，著作者が複製する権利を専有するとされているため，写しの交付が制限されているが，行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）による改正後の著作権法第42条の２により，開示するために必要と認められる限度において著作物を利用できるとされているので，写しの交付が可能となる。

なお，未公表の著作物について著作権者が別段の意思表示をした場合は，閲覧及

び写しの交付をすることができない。

[運用の基準・具体例]

3-4　地方公務員法第34条第１項，弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条等の規定においては，守秘義務の範囲が必ずしも明確でないこと，また，その趣旨は服務規律の要素が強いことから，この法令秘情報に該当するか否かの判断に際しては，実質的理由を勘案し，守秘義務があることのみを根拠として不開示としないものとする。

4　条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(4)　公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[条例の解釈]

4-1「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行」は，「公共の安全と秩序の 維持」の例示である。

4-1-1「犯罪の予防」とは，犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお，県民の防犯意識の啓発，防犯資機材の普及等，一般に公にしても犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については，この号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは，犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり，犯罪が発生した後において，その拡大を防止し，又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは，捜査機関が犯罪があると思料するときに，公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは，提起された公訴の目的を達成するため，終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証，公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは，刑法（明治40年法律第45号）第２章に規定された死刑，懲役，禁錮，罰金，拘留，科料，没収，追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察，勾留の執行，保護処分の執行，観護措置の執行，補導処分の執行，監置の執行についても，刑の執行に密接に関連するものでもあることから，公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は，この号に該当する。

4-1-2 ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により，臨検・捜索・差押え，告発等が規定され，犯罪の予防・捜査とも関連し，刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査，私的独占の禁止及び公正の取引に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や，犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制，暴力団員による不当な行為の防止，つきまとい等の規制，強制退去手続に関する情報であって，公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは，この号に含まれる。

また，公にすることにより，テロ等の人の生命，身体，財産等への不法な侵害や，特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど，犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も，この号に含まれる。

一方，風俗営業等の許認可，交通の規制，運転免許証の発給，伝染病予防，食品，環境，薬事等の衛生監視，建築規制，災害警備等の，一般に公にしても犯罪の予防，鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については，この号ではなく，第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

4-2 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧，捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については，その性質上，開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，司法審査の場においては，裁判所が，この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し，その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり，このような規定としているものである。

[運用の基準・具体例]

4-3 県公安委員会及び県警の保有する情報の中でこの号に該当すると思われる代表的な類型は，次のとおりである。

ア　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で，公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ　公にすることにより，犯罪の被害者，捜査の参考人又は情報提供者等が特定され，その結果これらの人々の生命，身体，財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ　捜査の手法，技術，体制，方針等に関する情報で，公にすることにより将来の捜査に支障を生じ，又は，将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ　犯罪の予防，鎮圧に関する手法，技術，体制，方針等に関する情報で，公にすることにより将来の犯行を容易にし，又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ　犯罪行為の手口，技術等に関する情報であって，公にすることにより当該手口，技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ　犯罪行為の対象となるおそれのある人，施設，システム等の行動予定，所在地，警備・保安体制，構造等に関する情報であって，公にすることにより当該人，施設，システム等に対する犯罪行為を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

ク　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって，公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

4-4 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可，交通の規制，運転免許証の発給等の，一般に公にしても犯罪の予防，鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は，上記4-1-2のとおりこの号の対象にならないが，これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそこの号の対象から除外されるものではなく，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や，これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば，この号の対象となる。

4-5 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については，従事する警察職員の数及び配置，通信に関する情報，警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は，これを公にすることにより，警察の対処能力が明らかになり，要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから，この号に該当し不開示となる。

これらの情報は，当該警備実施等の終了後であっても，テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究，分析することにより，将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり，将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には，不開示となる。

なお，サミット警備に従事する延べ人数等県警，警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は，開示する。

5　条例第７条第５号（審議，検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

［条例の定め］

(5)　県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

［条例の解釈］

5-1 「審議，検討又は協議に関する情報」

県の機関，国の機関（国会，内閣，裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。），独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公社（この号の説明中，「県の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に，その決定に至るまでの過程においては，例えば，具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから，一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ，決裁を前提とした説明や検討，審議会等又は県の機関等が開催する有識者，関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など，様々な審議，検討及び協議が行われており，これら各段階において行われる審議，検討又は協議に関連して作成され，又は取得された情報をいう。

5-2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより，外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので，適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば，審議，検討等の場における発言内容が公になると，発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には，第４号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが，「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり，また，県の機関等の内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり，外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり，「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

5-3 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより，県民の誤解や憶測を招き，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく，情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば，特定の物資が将来不足することが見込まれることから，国等において取引の規制が検討されている段階で，その検討情報を公にすれば，買い占め，売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に，「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

5-4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより，投機を助長するなどして，特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので，5-3 と同様に，事務及び事業の公正な遂行を図るとともに，県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば，施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために，土地の買い占めが行われて土地が高騰し，開示を受けた者等が不当な利益を得たり，違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために，結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

5-5 「不当に」

上記5-2，5-3及び5-4のおそれの「不当に」とは，審議，検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお，適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は，当該情報の性質に照らし，公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

5-6 意思決定後の取扱い等

審議，検討等に関する情報については，県の機関等としての意思決定が行われた後は，一般的には，当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから，この号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが，当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり，当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議，検討等の過程が重層的，連続的な場合には，当該意思決定後であっても，政策全体の意思決定又は次の意思決定に関してこの号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また，当該審議，検討等に関する情報が公になると，審議，検討等が終了し意思決定が行われた後であっても，県民の間に混乱を生じさせたり，将来予定されている同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば，この号に該当し得る。

6　条例第７条第６号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

［条例の定め］

(6)　県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

［条例の解釈］

6-1 この号の趣旨

県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業は，公共の利益のために行われるものであり，公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については，不開示とする合理的な理由がある。

県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり，公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり，実益も乏しい。そのため，各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって，公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で，これらのおそれ以外については，「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

6-2 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本文）

6-2-1 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは，各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって，その性質上，公にすることにより，その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも，同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって，ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると，将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等，「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

6-2-2 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格，具体的には，当該事務又は事業の目的，その目的達成のための手法等に照らして，その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

6-2-3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

この規定は，実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく，各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり，また，事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし，公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され，「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が要求される。

6-3 「監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」（ア）

6-3-1 「監査」とは，主として監察的見地から，事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは，法令の執行確保，会計経理の適正確保，物資の規格，等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは，行政上の目的による一定の行為の禁止，又は制限について適法，適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは，人の知識，能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には，国税と地方税がある。「賦課」とは，国又は地方公共団体が，公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい，「徴収」とは，国又は地方公共団体が，租税その他の収入金を取ることをいう。

6-3-2 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易に

し，若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は，いずれも事実を正確に把握し，その事実に基づいて評価，判断を加えて，一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には，例えば，監査等の対象，実施時期，調査事項等の詳細な情報や，試験問題等のように，事前に公にすれば，適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり，行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり，巧妙に行うことにより隠ぺいをするなどのおそれがあるものがあり，このような情報については，不開示とするものである。また，事後であっても，例えば，違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

6-4 「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（イ）

6-4-1 「契約，交渉又は争訟」

「契約」とは，相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは，当事者が，対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議，調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは，訴えを起こして争うことをいう。訴訟，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

6-4-2 「県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が一方の当事者となる上記の契約等においては，自己の意思により又は訴訟手続上，相手方と対等な立場で遂行する必要があり，当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には，公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり，交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり，このような情報については，不開示とするものである。

6-5 「調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（ウ）

県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う調査研究（ある事柄を調べ，真理を探究すること）の成果については，社会，県民等にあまねく還元することが原則であるが，成果を上げるためには，従事する職員が，その発想，創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要